

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

目次

1	法人インタビューの概要.....	1
2	在留邦人インタビューの概要.....	1
3	法人1 皮革製品製造.....	2
4	在留邦人1 独立行政法人専門家.....	6
5	在留邦人2 独立行政法人職員.....	13
6	在留邦人3 コンサルティング会社社長.....	17
7	在留邦人4 独立行政法人専門家.....	23
8	在留邦人5 輸入販売コンサルティング.....	30
9	在留邦人6 食品製造販売.....	35

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

1 法人インタビューの概要

10 法人にインタビューを行った。うち 1 社からインタビュー結果公開の承諾を得た。

商社	商社駐在員事務所
銀行	銀行駐在員事務所
金融	金融会社
製造	皮革製品製造
鉱山	鉱山開発、飲食業
建設	デザイン設計施工会社
通信	通信会社
公共事業	独立行政法人
観光	観光業
製造	製造業

2 在留邦人インタビューの概要

10 人にインタビューを行った。うち 6 人からインタビュー結果公開の承諾を得た。

男性	独立行政法人専門家
男性	レストラン総責任者
男性	独立行政法人職員
男性	貿易輸入販売会社取締役
男性	コンサルティング会社社長
男性	独立行政法人専門家
男性	輸入販売コンサルティング
女性	コーディネーター、観光業
男性	レストラン経営
女性	食品製造販売

なお、これらのインタビューは、すべてモンゴル日本人材開発センターの協力を得て、著者が zoom 上で面談する方法で実施した。

3 法人1 皮革製品製造

対象者	** LLC CEO K様
日時	2022年2月25日 15時～15時30分（日本時間）
方法	zoomによる面談

1 あなた（御社）自身について

Q1 あなたの属性を教えてください。

2018年12月からモンゴルに住んでいます。

Q1-1 在留邦人である場合、滞在している理由を御教示ください。

2017年7月に設立された、現地法人のCEOとして駐在しています。

Q1-2 日本企業等である場合、その事業形態を御教示ください。

現地に事業所を構えている。

Q1-3 現地に事業所を置いている場合、その事業所の性質を教えてください。

現地法に基づく外国法人

Q1-4 従業員（アルバイトを含む。）は何名いますか。

約50人です。

Q1-5 資本金の額はいくらですか。（日本円換算で）

10万USDです、

2 法的問題の実情について

Q2 現地にいる間に直面した法的問題について教えてください。（複数回答可。括弧内には具体的なトラブルの状況を記載してください。）

1 裁判をしたことがあります。

オフィスをレンタルしており、契約書どおりに解約したとき、敷金が返還されないといった事案でした。現地弁護士に依頼し、第一審で勝訴し、裁判は確定しました。しかし、被告にお金がないということで、すぐには戻ってこず、半年後に回収できました。任意に返還を受けることができたので、強制執行などはしていません。裁判には、1年ほどの時間がかかりました。

2 法律的に細かいルールがないことから、違法なことはされていないのだが、好きなようにやられるということがあります。たとえば、日本からファスナーを輸入する際の通関などで、税関が輸入を許可しないといったことがありました。また関税の解釈で問題が生じたこともあります。

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

そのときは、空港税関まで行って、DHLサービスを利用していたので同社の職員とともに交渉をしました。結果的には、しつこいからいいよということで、輸入許可ができました。

私たちだけでの交渉では厳しかったと思いますが、そのときは、DHLの担当者も理解してくれていたなので、サポートを受けてなんとかできました。

最初のころは、税関で輸入許可が下りずに廃棄されたようなこともありました。

- 3 法人税の支払について、よくわかっていない点があります。2月決算なのですが、売上の1%の法人税について、利益が出ていないから払えないという話を会計士としています。会計士からは、どうなるかまだちゃんと決まっていなと言われていました。
- 4 労務問題については生じていません。何かある都度、社員の同意を取るようには気を付けています。
- 5 個人としてのトラブルも特にありません。

Q2-1 日本企業の方にお伺いします。よく生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。

最近では労働法が改正されたので、確認をしています。

Q2-2 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

自分でまず訳文を読んで、気になる点は人事部長に確認してもらいます。

そこから会社としてやりたいことを法律的に顧問弁護士に確認しています。顧問弁護士には、就業規則等をチェックしてもらっています。

Q2-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

顧問弁護士に至る過程でもわからないことはあります。

最近わからなかったことは、産休を取得する従業員に有給休暇手当を支払うタイミングについて、わかりませんでした。今までは産休直前に支払っていました。法律を見ても支払う必要はないように考えられることから、どうなのと聞くと、政令などを検討して、最終的には顧問弁護士にも確認したがわかりませんでした。

結局、弁護士が集まっているfacebookグループに質問を投げて解決しました。有給休暇を残したままで産休に入った場合、産休前に一括で15日分の有給休暇手当を支払う必要があるとの結論でした。工場経営をしているので、こういった問題には注意しています。

Q2-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

法令についての意見として、理解が難しいというのがあります。

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

改正されても、正しい情報を持っている人が極端に少ないと思います。誰に聞けばよいかもわからないし、インターネットで検索しても知りたい情報はなかなか出てきません。

Q2-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

裁判した事例については、契約書をしっかりと作成していて、録音もあったので、やることをやっていけば大丈夫かなという印象です。証拠をいかに残しておくかが重要だと思いました。

3 相談先について

Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

勤務先、顧問弁護士、facebook グループ。税務会計については社内の会計士。

4 日本法弁護士の活用の有無について

日本法弁護士を利用したことはありません。そのような知り合いもいなかったし、現地弁護士で解決できました。

5 現地弁護士の活用の有無について

Q5 法的トラブルに直面した際に現地資格の弁護士に相談しましたか。

相談しました。

Q5-1 Q5で「ある」と回答した場合、その理由を教えてください。

知人の紹介があったからです。

その弁護士は英語もできますが、就業規則など、社内でブラッシュアップして確認だけのような仕事については、モンゴル語で対応しています。訴訟などで込み入った話になる場合には、必要に応じて通訳してもらっています。

Q5-3 現地資格の弁護士に相談してみた満足感

特に不満はありません。費用面も安くしてもらっています。

6 公的機関（在外公館・JETRO）による支援について（企業等向け）

Q6 事業を行うに当たって抱えた法的問題について在外公館やJETROに相談したことがあるか。

ありません。

Q6-2 「ない」と回答された方について、その理由を教えてください。

大使館に相談して解決してくれる問題に直面していないからです。

7 日本法弁護士へのアクセスについて

Q7 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいか。

はい。

Q7-1 どういった料金体系を希望しますか。

どこまでやるかによりますが、月額 5,000－10,000 円で無制限で相談できるような顧問契約などができれば助かります。

Q7-2 どういった条件が整っていることを希望しますか。

オンラインで相談できればよいと思います。UBでの移動は渋滞で困難なことがその理由です。

私自身が、法律用語を知らないことが多いので、基礎的な質問にやさしく回答してもらえればありがたいです。モンゴル法に関する知識は当然必要です。

Q7-3 現地窓口がどこにあると利用しやすいか。

中心部であればどこでも構いません。

8 その他

・日本企業を支援するようなサイトがほしいです。法令の訳文など、ネットで知識を得られるなど。モデル契約書などのテンプレートもあれば使う可能性はあります。

・日系企業の母数が少ないですが、相談窓口ができればかなり需要はあると思います。

・日本企業は、モンゴルで事業を行う際、必ずと言ってよいほど、モンゴルの行政法規にぶつかっています。そして担当公務員との間でもめています。こういった問題を解決するために、たとえば、EPA協定などの法的根拠もあるわけですから、それらで理論武装して、もっと日本政府として、企業活動がやりやすいような施策を取っていただければと思います。モンゴルの公務員との間でトラブルが生じた際に、大使館などがもっと前面に出て支援するようなことがあれば、大使館に対する印象も変わるし、日本企業としても、安心してモンゴルに進出できると思います。

4 在留邦人1 独立行政法人専門家

対象者 O様

日時 2022年2月12日 午前10時～10時45分（日本時間）

方法 zoomによる面談

1 あなた（御社）自身について

Q1 あなたの属性を教えてください。

在留邦人

Q1-1 在留邦人である場合、滞在している理由を御教示ください。

日本企業等の駐在員（経営者含む。）

モンゴル日本人材開発センター、チーフアドバイザーです。

私の経歴は、本田技研工業で35年間勤務し、退職後、カンボジアの日本センターで2020年3月まで3年間チーフアドバイザーとして勤務しました。2021年4月からモンゴルに駐在しています（駐在9か月）。

Q1-4 従業員（アルバイトを含む。）は何名いますか。

日本センターは28人の従業員がいます。うち、JICAからの派遣が3人、国際交流基金1人です。

2 法的問題の実情について

Q2 現地にいる間に直面した法的問題について教えてください。

現在のところ、法的問題に直面したことはありません。

日本センターとしても、特に問題はありません。

Q2-1 日本企業の方にお伺いします。よく生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。

私が直面したわけではないですが、前職である企業の関係では、現地企業からホンダ車及び部品の輸入の相談を受けました。ホンダに問い合わせましたところ、数年前にモンゴルに進出しようとしたときにできなかったことがあると聞きました。現地側のパートナーを見つけて、土地の契約、店舗建設などを試みましたが、日程どおりに進まず、報告もなかったことから、進出を断念したことがあったようです。現地の動きが、腰が重いという印象です。

そのため、新規に現地企業から部品取扱いの要望を受けても、過去の事例があり動きにくいようです。

また、法律そのものの問題なのか、法律の遵守・実施の問題なのか判然としませんが、社会全体として、どこまで法律が浸透しているのかよくわからないところがあり

ます。

個人的な話でいえば、個人で運転手さんを雇用しているのですが、契約書もなく、すべて口頭だけで約束するような対応で、具体的に残業や遠方へ行ったときの追加給与、土日の給与、勤務時間、事故の際の責任負担や補償など、きちんと定めていないことは気になりました。「大西さんの気持ちでいいですよ。」とっていただいても、逆に不安になってしまうこともあります。モンゴルの社会全体がこのような感覚なのかどうか分からないのですが、法律がどの程度市民の間で認識され、遵守されているのか、前任地のカンボジアでは、こういった点は市民の間でもかなり明確になっていたもので、きちんと定めない点についての違和感があります。

また、これは私個人ではなく、勤務先である日本センターの問題ですが、労務の問題はあります。先月、12月は、日本センターの所長らと日本センター職員のボーナス査定を行ったのですが、1日で査定が終わりませんでした。2日目になって、「実はボーナス規定がありました」と報告があり、再度査定をやり直して整理しました。1日目の議論では、ボーナス規定を前提とせず議論していましたが、2日目に規定があることに気付いたのですが、このような認識では心配だと思いました。

遅刻の問題もあります。就業規則等には、遅刻に対する罰則もない状態です。遅刻を査定上考慮はするが、公式にペナルティとはなっていません。そのあたりも含め、就業規則が実態と合致していない状態で運営されているのであれば、規則の改正なども必要と思いますが、現実には改正しようという動きもないようです。一応、ルールは存在していても、それが実際に遵守されているのかという点は疑問に思うところです。

著作権についても、心配なところがあります。公に議論しているわけではないのですが、コロナ禍の中で、日本センターの講義は、オンライン授業に代わっていています。対面とオンラインのハイブリッドの授業を行っているのですが、オンラインの人气が高く、対面よりもオンライン受講が多いのです。企業が受講料を出して、その管理職などが受講しています。私は、昨年11月にダルハンに出張しました。オンラインになって授業を受けやすくなったという意見をいただきました。しかし、よく聞くと、1名の枠で複数の社員が受講しているようでした。そういった事例はほかにもあるのではと思っています。定員を超えて応募者がいるから、現在、特に受講者枠を厳格に管理するといった議論はしていませんが、順法意識というか、ルールの運用についての、市民の感覚の問題だと思っています。

テキストなどをコピーして配布するといった問題も、結構あるのではないかと考えています。この点については、日本から招へいしている先生方も心配していて、データでなく紙で受講生に渡してほしいという要望があります。

以前の会社で、会議をはじめたとき、新技術開発に関するトレードシークレットの問題がありました。例えば、顧客情報や未公開の新製品情報や技術など、存在するこ

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

とで企業に利益をもたらす秘密情報を、相手方企業との交渉の際などに、相手方からたまたま聞いてしまった、もしくはこちらからしゃべってしまったような場合、そのことでなんらかの法的制約がかからないか。法務部門からは、会議前に相手方と会議前に書面で会議内容にかかる内容の取扱い、特にトレードシークレットの扱いについて取り決めするよう言われていました。頭で考えていることが、話をした結果、公になってリークされるおそれはないか。相手方に悪気が無くても、頭にあるものが相手に伝わって、場合によって問題が生じることがあります。事前に注意していれば、新規サービスの情報等は1回目では開示しない。相手を見てから情報を出すなど、お互いのためにそういった取り決めが必要なこともあります。このような、企業間の秘密等の理解についても、モンゴルでどのように受け取られ、考えられているのか、不安な面があります。

Q2-2 問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

私自身は、具体的な法令へのアクセス方法は知りません。

Q2-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

ありません。これはどうなっているのかな？と思うことはありますが、私自身はそこまで止まっています。具体的に必要があれば、センターのスタッフなどに調べてもらうことになると思います。

Q2-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

法的安定性とは少しずれるかもしれませんが、最近、労働法が改正されていますが、そこでも疑問があります。例えば、妊婦の取扱いについて、労働法の140条には、「妊婦は在宅勤務できる」という条文があります。この条文については、「できる」という条文ですので、合意があればしてもよいという趣旨だと理解できるのですが、明文化されてしまうと、従業員からすれば、「在宅勤務を使用者に強制できる」という理解になるおそれがあります。同意があればできるというのは当然であるのですが、それならなぜ明文化するのかと思います。労働者に誤った理解を与えるような書きぶりの条文であり、そのあたりの考え方については、なぜこのような法律を作るのか疑問に思います。

Q2-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

モンゴルの裁判制度について知見がないのでお答えできません。実際に現地の裁判に関わった場面はありません。

3 相談先について

Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

相談したことはないですが、そのような場面に遭遇した場合、JICA 事務所にまずは相談することとなると思います。その後は、JICA 事務所の指示に従うことになると思います。

4 日本法弁護士の活用の有無について

私は、モンゴルで活動している日本法弁護士についての情報は持っていません。この点、前任地であるカンボジアには、日本の弁護士がたくさんいました。主に日本企業のカンボジア進出業務をされていたようです。以前、JICA の法整備支援プロジェクトで勤務されていた専門家が、現地で活動していました。

5 日本法弁護士の進出について

モンゴルへの日本人弁護士の進出について、法律事務所がやっていけるためには、経営が成り立つ程度の仕事が必要であると思います。鶏と卵のような話ですが、日本企業の進出ニーズが増加するにつれて、おのずと、進出の可能性は高まると思います。

日本企業の進出、ニーズに関しては、以下のような点について、改善すべき点があると考えます。

まず、日本・モンゴル経済連携協定をきっかけに、モンゴルから日本に進出したいというニーズは高まったと思います。しかし、例えば、牛肉の輸出は実質的に難しい。ペット用のみ可能であるなどと聞いています。日本企業に関していえば、EPA に関するセミナー等が多数開催されたので、一応の情報提供はなされていると思います。

次に、技能実習、特定技能などで、モンゴル人を日本企業で雇用するといったこともあると思います。相当以前から、以前勤務していた企業でも派遣社員を多数雇用していましたし、派遣法の改正時などは様々なセミナー等も開催されていました。最近、特定技能等の法律が施行されましたが、これについては、企業に情報が浸透されるかどうか重要であると思います。

センターでは技能実習生を直接日本に送り出す事は行っておりません。日本センターでは、現地の送り出し機関から業務を受託し、日本語研修を請け負うなどして、個々の技能実習生の支援は行っています。また送り出し機関の能力向上のための研修などを行うことは可能です。しかし、技能実習という特定の在留資格に限定されないのですが、日本の制度が分かりにくいという問題があります。我々日本センターは、大使館や JICA と協力してパンフレットなどを作成しています。

6 公的機関（在外公館・JETRO）による支援について（企業等向け）

直接、相談をしたことはありません。

関連して、日本大使館と日本センターが協力して、モンゴル法律セミナーを定期的に

開催するなどしています。

7 日本法弁護士へのアクセスについて

Q7 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいか。

はい。

カンボジアでは、日本法弁護士のアクセスに関わっていました。同じ仕事をしていました。ビジネス交流に関して、日本企業が最初に訪問して相談するのは、カンボジアではJETROでした。その中で、人の採用に関する相談を企業が持っている場合、カンボジアの日本センターが相談に乗っていました。そこでは、相談弁護士リストを作成して、日本人弁護士の利用についてもアドバイスをしていました。また、調査団として参加した企業から商工会を通じるなどして相談があったような場合、関心を持った企業から相談をいただいて、実際の手続を行うことができる日本法弁護士を紹介することをしていました。

このような日本法弁護士の活用は、モンゴルでも考えられるところです。

Q7-1 どういった料金体系を希望しますか。

初回無料で、案件の規模や内容によって、具体的な費用が発生するような料金体系がよいと思います。

Q7-2 どういった条件が整っていることを希望しますか。

日本法弁護士が現在モンゴルにはいないことから、まずは、そのような窓口があること自体に意味があると思います。条件は常識的な条件であればよいと思います。

Q7-3 現地窓口がどこにあると利用しやすいか。

カンボジアの例では、JETRO、日本センター、商工会などが窓口でした。

商工会は、政府に対しボイス機能を持つことが重要な役割でした。法律に基づいて行政官が仕事をしていない、賄賂を要求してくるなどです。官民合同会議で事実に基づき意見提出することもしていました。その際には、日本法弁護士の支援により、より良い意見提出ができていたと思います。

この点、モンゴルでは、現状、商工会は官民合同会議には呼ばれるのですが、実際に商工会の意見が政府に取り上げられるようなことはあまりないと思います。この点についても、モンゴルに日本法弁護士がいてその協力を得ることで、より良い意見を述べることも可能になる可能性はあると思います。

8 その他

Q8-1 日本センターは、日本企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

支援窓口をお持ちですか。

窓口としては存在していません。都度、JICA専門家が対応しています。

Q8-2 直近1年間の利用実績を御教示ください。

日本企業からの相談件数については、統計をとっていませんが、弁護士を紹介して欲しいという相談は、年間5件程度あります。その場合、岡弁護士などを紹介しています。

Q8-3 「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。

現状では、予定はありません。

Q8-4 現地に日系弁護士事務所があれば、貴会の会員はそれを利用するとお考えですか。利用すると思います。

Q8-5 「利用する」、「わからない」とお答えになられた場合、現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、貴会の会員は、その利用にあたって何を重視して利用するかを決めるとお考えですか。

日本人弁護士がいること。

日本語ができる現地弁護士がいること。

Q8-6 仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的にまたは常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属事務所）に依頼するかどうか検討するにあたって、重視することは何ですか。

信頼度。人間性です。

Q8-7 その他、モンゴルにおける日本企業等支援に関連して、法律面を中心に、何か御意見はありますか。

日本政府は、外国人と共生する社会を目指していると認識しています。しかし、一方で、スリランカ人の入管での不当な取扱いなど、共生と逆行するような行動も見受けられます。

同じ様なことがモンゴルにもあてはまります。外資、外国企業からの直接投資が欲しいと政府は希望している。しかし、本当に日本企業に、モンゴルがよいところだと言えるのか。実際は言えないことも多い。

日本にも、モンゴルにも、共通して言えるところであるが、進出した企業に対して、日本に来てよかった、モンゴルに来てよかった。と言ってもらえるような基盤、制度

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

が構築されているのか、心配があります。

そのような心配をなくすために、日本においても、モンゴルにおいても、行政官を含めた関係者の教育が重要だと思っています。かつての社会主義国のような対応では対応できません。本当に実質的にお互いの国の企業が、市民が共生できる、幸せになるような環境を整えていただきたいと思います。

以上

5 在留邦人2 独立行政法人職員

対象者 K様

日時 2022年2月27日 10時～10時30分（日本時間）

方法 zoomによる面談

1 あなた（御社）自身について

Q1 あなたの属性を教えてください。

在留邦人。

Q1-1 在留邦人である場合、滞在している理由を御教示ください。

2015年からモンゴルに在住。日本語教師として勤務の後、2021年9月から国際交流基金の業務調整員として、現在日本センターで勤務。妻はモンゴル人。

2 法的問題の実情について

Q2 現地にいる間に直面した法的問題について教えてください。（複数回答可。括弧内には具体的なトラブルの状況を記載してください。）

- 1 仕事面では学校内や日本センター内の業務ですので、あまり法律問題はありません。
- 2 個人の問題も、あまりありませんが、行政機関との関係ではいくつか気になることはありました。
- 3 ビザについて。現在、家族ビザですが、昔、労働ビザのとき、更新手続でかなり色々手間がかかることがありました。必要とされる資料が多いこともありますが、役所の手続が相当面倒でした。3つの役所に行くのですが、それぞれ1週間程度の時間がかかることが一番の問題です。教育局で外国人が先生として労働する許可、労働局で労働の許可、入管でビザを取得するのですが、申請してからの時間が相当かかります。出来上がる時期のアナウンスはされています。

また、書類は毎年同じですので作成の手間は1回だけではあるのですが、最初のころは、申請書の内容についていろいろと言われることもありました。役所により微妙に毎年手続が変わることから、もらっているはずの資料がないとかいうことがありました。別の役所の資料が不足していると指摘され、その役所に申請するために行き来して、結局、その資料が不要であるといったこともありました。担当者の理解が間違っていたということです。

- 4 最近変更されたと聞いたが、出国ビザの取得が面倒でした。「来月日本に帰りたい。」といったとき、その都度、出国ビザが必要でしたが、申請してから1週間ほどかかるといっても面倒でしたし、モンゴルを出るのになぜビザが必要なのかとも思いました。
- 5 モンゴル人の妻と結婚して子供ができました。外国人の子の出生届は、手続が通常と異なるのですが、通常の手続でできると言われて申請したら、正しいところに行けと言

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

われました。担当者によっては、法令の理解が不足していることがあると思います。

6 最近モンゴルで行政手続の電子化がなされました。eモンゴリアといったアプリができたのですが、外国人には対応していないようで、私の居住カードの番号を使って登録しようとしたのですが、まだ登録できていません。

7 1年ほど前に、駐車場に停めてあった私の車がぶつけられたことがありました。そのときは、警察に連絡しました。警察は、比較的真面目に対処してくれていました。結果的にはぶつけた相手が飲酒運転で、警察と、マンションの知り合いのモンゴル人が、相手方と交渉して、修理費を出してもらって終わりました。そのとき、警察は、現場検証の後、加害者の車と免許証を弁償が終わるまで取り上げていました。払い終わってから車両を返すということでしたが、実際の修理費用などの交渉は、加害者と被害者が直接交渉していたので、問題がよりエスカレートしないかという点が少し心配でした。

Q2-1 よく生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。

ビザのときには、自分で手続や法律を調べようと思いました。

最近だと労働関係で、自分の年次休暇をどのくらいあるのかといったことについて、法律を調べようと思いました。

Q2-2 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

日本センターの他の人に調べてもらう、妻に調べてもらうという方法です。それで、だいたいのところは把握できています。ただ、調べてくれても私に来るまでに情報が削られていることもあって、詳しい内容については、物足りないと思うこともあります。

Q2-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

先ほど申し上げたとおりです。

Q2-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

特に意見はありません。

Q2-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

自分自身の意見はないのですが、非常勤で勤務している、技能実習生の送り出し機関の日本人の社長から聞いた話で、モンゴル人従業員とトラブルで裁判になったとのことでした。その従業員が横領かなにかをして裁判になったそうです。そのとき、日本人社長の雇った弁護士が裏切って相手方に付いて、裁判に負けたことがあると聞きました。ずっといるかどうかわからない日本人の味方をするより、モンゴル人の味方

をするほうがいいという考えでないかと社長は言っていました。また、結局最後はお金の話になるのですが、モンゴル人は身内だと手厚く支援するが、外の人についてはなんでもするというような文化があるのではないかとも思います。

3 相談先について

Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

2つのルートがあると思います。正規には役所とかです。もうひとつは、妻、知り合い、職場といったルートです。

4 日本法弁護士の活用の有無について

相談したことはありません。

Q4-4 現地の日本法弁護士に相談しなかった場合、その理由

相談するような事例に遭遇していません。

5 現地弁護士の活用の有無について

Q5 法的トラブルに直面した際に現地資格の弁護士に相談しましたか。

相談したことはありません。

Q5-2 Q5で「ない」と回答した場合、その理由を教えてください。

相談するような事例に遭遇していません。

5 公的機関（在外公館・JETRO）による支援について

Q6 事業を行うに当たって抱えた法的問題について在外公館やJETROに相談したことがあるか。

ありません。

Q6-1 「ある」と回答された方について、具体的にどこに相談したか。また、その機関への相談を選択された理由を教えてください。

大使館に相談したことは、今のところありません。ただし、家族がコロナに感染した際に大使館の医務官に連絡したことはあります。

妻との結婚のときに大使館に申請に行ったことはあります。事前にネットで色々調べて、モンゴルでまず婚姻届してから日本大使館に持っていくとスムーズに手続が進むと知り、そのとおりに手続をしたら、スムーズにいきました。

7 日本法弁護士へのアクセスについて

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

Q7 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいか。

深刻な事態であれば利用したいと思います。

Q7-1 どういった料金体系を希望しますか。

私の給料が現地基準ですので、できるだけ安いほうがいい。50,000MNT（約2,500円）程度で相談できれば良いと思います。

Q7-2 どういった条件が整っていることを希望しますか。

日本語がしゃべれること。

モンゴルの前に、私は中国にいたのですが、一度弁護士が欲しかった経験がありました。中国の農村調査をしているときに、警察に捕まりました。外国人が農村調査してはいけない、地図を持っていけないという法令に違反したとのことで、ホテルに警察官と1泊して取調べを受けました。そのとき、とても不安があったので、そういった緊急事態に対応してもらえるようなことがあればよいと思います。

Q7-3 現地窓口がどこにあると利用しやすいか。

日本センターに勤務しているので、日本センターが便利ですが、それ以外では、交通の便などでしょうか。また、困ったときには大使館のWEBサイトを見るので、そこから窓口へのリンクがあればよいと思います。

Q8 その他

最近も、労働法が変わる、社会保険料が変わるといったニュースがあります。そういった生活に密着する法令の改変について、日本語で解説があるようなサイトがあればよいと思います。

以上

6 在留邦人3 コンサルティング会社社長

対象者 H様

日時 2022年2月26日 15時～15時50分（日本時間）

方法 zoomによる面談

1 あなた（御社）自身について

Q1 あなたの属性を教えてください。

2008年8月からモンゴルに在住しています。

Q1-1 在留邦人である場合、滞在している理由を御教示ください。

妻がモンゴル人で、妻の希望でモンゴルに住んでいます。

モンゴルでは、フュージョンコンサルティングLLCという会社のCEOをしています。

Q1-2 日本企業等である場合、その事業形態を御教示ください。

現地に事業所を構えている。

Q1-3 現地に事業所を置いている場合、その事業所の性質を教えてください。

現地法に基づく内国法人。

Q1-4 従業員（アルバイトを含む。）は何名いますか。

社会保険を支払っている正規職員は1人で、経理を担当してもらっています。アルバイトは3人です。合計で4人の従業員がいます。

会社の業務内容は、日本企業への情報提供、翻訳・通訳、リサーチ、コンサルティング、企業等のイベント開催支援、JICAの草の根の現地補助活動、JETROモンゴル特派員です。

JETROは、モンゴルには拠点をおいていません。私は、2012年5月にJETROがモンゴル特派員を置いた時からモンゴルの特派員の業務を担当し、途中2015年8月から2018年3月まで他の人に交代しましたが、2018年4月から再び特派員の業務を担当しています。

Q1-5 資本金の額はいくらですか。（日本円換算で）

300万MNT。約15万円です。

2 法的問題の実情について

Q2 現地にいる間に直面した法的問題について教えてください。

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

- 1 弊社でなく、前職のときですが、岡弁護士にも相談したのですが、会社で鉱山用のボーリングドリルをモンゴル企業に売ったところ、1,000万円程度の代金が回収できず裁判になりました。相手は出廷しなかったのですが、その後、支払がなされたので、訴訟を取り下げました。子会社のモンゴル人社長の知人をたどって、弁護士ではなく弁護士資格のない法律家に相談しながら訴訟をしました。紛争解決に至るまで、未払いがあったから1年程度かかりました。
- 2 売掛金については、鉱山機械を売っていた時は、すんなり払ってもらえるほうがまれという状況でした。何度も電話、メール、訪問を行って回収をしていました。最終的には回収できていますが、値引き交渉などをされて、結局安く売ったりもしています。
- 3 弊社でモンゴル法人設立の支援をしています。法人が撤退する際、税務署の調査があるのですが、先日問題がありました。税務署のプログラムの不調で税金を納期限に納付できなかったことがありました。そのことについて、期限内の支払でなく、税務署の窓口で納付することもできたのであるから、延滞税を払えと言われて困りました。
- 4 今困っているのは、銀行口座のことで、昔は駐在員事務所の銀行口座を開設・維持する際に、代表者の在留カードの提出は不要でした。しかし、最近になって、在留カードを要求されるようになりました。いきなり口座をロックして、その理由を尋ねると、在留カードの提出が必要であると言われたのです。昔はよかったことが、急にダメになるようなことがあると、企業活動に支障が生じると思いますし、実際にはコロナ禍でモンゴルに行けず、在留カードを取得できない場合もあるので、困ります。
- 5 商工会、日本人会はNGOとして登録しています。役員交代をする際に、会員の互助を目的とするNGOについては、意思決定機関を理事会としなくてもよいはず（法的にも問題がないから登録局も定款を受理してNGO設立が認められた）なのですが、登録局の窓口担当者は、意思決定機関を総会としている商工会や日本人会の定款を認めず、理事会の決議から15日以内に届出をするように言われます。実際は、理事会で議案を作成して、総会で決議して決定するわけですが、実際に合わせて書類を作成すると受け付けてくれないので、登録局用に日付を変えた書類を作成しないといけないことがあります。納得しがたいです。
- 6 ほかの企業の事例ですが、太陽光発電事業について、再生エネルギー法の法改正により、どうにもならなくなり撤退したという事案があります。昔は、太陽光発電のライセンスを取得し、それを企業に売却して、その買ったライセンスに基づいて、モンゴルの太陽光発電事業に参入しようとする企業がいくつもありました。電気の売電価格も固定価格がありました。

その日本企業は、ライセンスを購入して、売電価格に基づいて事業計画を立てていたのですが、法改正で、売電価格が引き下げられ、採算が合わなくなりました。また、ライセンスの更新等にあたっては、電力使用量の少ない時間に蓄電し、使用量の多い時間に電気を使用できるようにするため、法改正により各事業者にバッテリーの設置が義務

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

付けられました。バッテリーは高額ですから、その面でも採算が合わなくなりました。そして、撤退する際にも、法改正でライセンス自体が無効になったため売却が不可能になり、大きな損失を抱える結果となりました。

このように、後の法改正などで、制度が変更されることで、以前の状況に基づいてモンゴルに進出している日本企業に大きな損失が生じる状況があります。

7 同様のことですが、外国人投資家1人あたり10万USDを投資しなければならないという投資法ができたときも、ある日突然法改正されてしまい、外国企業としては、増資するしかない状況に陥りました。

8 2022年に明らかになった、トヨタセールスの独禁法違反の問題は、あまりに問題が多いと思います。市場を独占しているということですが、自動車販売において、公正に競争した結果、トヨタの販売量が多いというだけにすぎないと思います。排他的代理店契約は、代理店がその条件を承諾したうえで締結しているはずですが、それにもかかわらず、今になって代理店が他社品を扱えないことを理由にトヨタセールスを公正競争消費者庁に訴えるのは、背信行為だと思います。

Q2-1 日本企業の方にお伺いします。よく生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。

その都度、問題となる法令が異なりますので、特にこれといった法令はありません。

Q2-2 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

インターネットでの法律情報公開サイトです（リーガルインフォ）。これでほぼ対応できています。現地弁護士に相談することなどはありません。会社の経理担当者が公認会計士ですので、税金や社会保険については、社員に尋ねることもあります。

Q2-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

リーガルインフォに出ていない、改正前の法情報などです。これらは、商工会議所のパブリックコメントの募集などを見て知る程度です。

Q2-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

改正前の情報がないというのは、先ほど申し上げたとおりです。

また、結果的に遡及して適用される点が問題であることも、申し上げました。

銀行の内部規則は、法令ではないですが、これも急に変更されると困ることは先ほど申し上げました。市中銀行は、マネーロンダリングやテロ資金の規制の問題で、厳格に口座管理を求められていることはわかります。しかし、日本円で数十万円しかない銀行口座について、詳細な情報提供を求めることが本当に必要であるとは思えません。

ん。ビジネスの邪魔をしているとしか思えません。

Q2-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

裁判はあまり知見がなく、わかりません。

ただ、現地の報道等を見る限り、裁判所の中の人も腐っている。人民党が既得権益で裁判官などの任命をしている以上は、どうしようもないと思います。

最近気になった事件がありました。ファッションブランドの創業者が、出国するときに止められてしまった。理由は、過去の訴訟で敗訴して、その支払に未払いがあったというのですが、実際には、きちんと支払っていた。つまり、司法関係機関での情報共有ができておらず、裁判所では終わっていることであるのに、出入国管理局においては、過去の情報がそのまま残っていたということです。このようなことは、日本の投資家にも起こり得ることであり、モンゴルに安心して投資できる環境にあるとはとても言えません。

3 相談先について

Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

自社の会計士、岡、知人などです。

4 日本法弁護士の活用の有無について

Q4 現地の日本法弁護士に相談した場合、その理由

日本語が話せる弁護士に相談しました。太陽光発電の問題があったときです。顧客が見つけてきました。

Q4-1 相談してみた満足感

対応はよいのですが、法改正の問題であり、なにもできないとのことでした。

Q4-2 Q4-1 で満足していると答えた方に質問します。

相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。

インターネット（モンゴル日本法律家調停人協会のWEBサイト。岡が運営。）で見つけたようです。

5 現地弁護士の活用の有無について

Q5 法的トラブルに直面した際に現地資格の弁護士に相談しましたか。

あります。ただし、弁護士ではない法律家です。

Q5-1 Q5で「ある」と回答した場合、その理由を教えてください。

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

会社関係者の紹介。知り合いの紹介でないと、依頼した弁護士が相手方と裏でつながるといふ話もよく聞きます。信用性があることが重要です。

Q5-3 現地資格の弁護士に相談してみた満足感
直接対応していないのでよくわかりません。

6 公的機関（在外公館・JETRO）による支援について

Q6 事業を行うに当たって抱えた法的問題について在外公館やJETROに相談したことがあるか。

ありません。

JETROは、法律相談はしていません。

現地で行うことは違法行為だという認識です。必要に応じて、日本語のできる弁護士一覧（上記WEBサイト）を見て紹介などしています。

Q6-2 「ない」と回答された方について、その理由を教えてください。
相談するような事案が回ってこないからです。

7 日本法弁護士へのアクセスについて

Q7 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいか。
需要はあまりないと思います。

原口弁護士は、古いけれど仕事があるのかどうかわかりません。岡弁護士には相談しています。

Q7-1 どういった料金体系を希望しますか。

弁護士の先生への報酬は適正価格があるでしょうから、特に希望はありませんが、大使館で行っている無料法律相談は大変ありがたいです。

Q7-2 どういった条件が整っていることを希望しますか。

条件として、別に日本人弁護士自身がモンゴル語がペラペラでなくてもよいと思います。必要だと思うのは、信頼できる人脈や、良いスタッフです。

Q7-3 現地窓口がどこにあると利用しやすいか。
オンラインです。

Q8 その他

日本には、トヨタの件などで顕著ですが、モンゴル政府の対応について厳しい対応

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

もしていただきたい。日本モンゴルの国交 50 周年の年初に、トヨタを摘発するというのは、日本についてのモンゴル政府の考えが現れていると思います。イベントを中止するとか、不当な取扱いを行わせないように、厳しい対応も今後は取っていただきたいです。

以上

7 在留邦人4 独立行政法人専門家

対象者 N様

日時 2022年2月11日 午前10時～11時（日本時間）

方法 zoomによる面談

1 ご経歴について

Q ご経歴を教えてください。

A モンゴルに20年関わっています。当初2002年～JICAボランティアでモンゴルに関わりました。2004年、モンゴルに会社を設立しました。中古コンピュータ販売、企業コンサルタント、建築関係などを行っていました。2011年～2015年まで、兵庫県に運送会社で勤務しました。うち、2年ほどは日本で勤務していましたが、そのほかはモンゴルで勤務していました（現地法人の社長）。モンゴルでは南ゴビの鉱山から石炭を輸送する、鉱物資源を運送するといった業務をしていました。2015年～2017年、国際交流基金の日本語コースの調整員としてモンゴル・日本人材開発センター（日本センター）で勤務しました。2017年からは現職である日本センターのビジネス交流支援専門家として勤務しています。センターでの業務は、日本企業のモンゴル進出支援、モンゴル企業の日本進出支援等です。

2 個人的なご経験について

Q これまでのご経験のうち、日本センターでの広い視点でのビジネス関連業務と、ご自分が会社をやられていたときなどのビジネス業務との間では、違いがあると思いますが、まず、ご自分で会社をやられていたとき、勤務されていたときのご経験からお聞きしたいと思います。どのような、法的問題に直面されたことがありますか？

A 経験では、税金の問題があります。税法について、モンゴルでは解釈があいまいであり、法律の条文を読んでも、文節が長く、法律の理解そのものが難しいと思います。モンゴル人従業員の中でも解釈が分かれることも多いです。たとえば、経費が認められるかどうかといった問題もありました。理由のわからない税金をかけられそうになったこともありました。

通関関係でも問題がありました。輸入ができるかできないか、どの品目の関税率が適用されるかといった、分類の曖昧さに基づく問題がありました。

検疫にも問題がありました。輸入した物品を抜き取り検査する際にも、法的根拠があいまいで、検査という名目で物品を取られるといった事案もありました。

全体的に、公務員が教育されていないし、法的知識もない、法的根拠が曖昧であり現場の解釈も一定しない点が問題点としてあると思います。

また、弁護士についても、現地の弁護士の力量に疑問が生じることが多いです。弁護士に依頼して交渉をしてもらっても、結局、法律を全然知らない。税金の交渉をしても

らっても、税務当局に言われるままに対応している。手間のかかる処理を嫌がり、依頼者のことを考えて仕事をしないといった傾向があると思います。

3 個人的な法的問題の解決方法

Q そういった状況でどのように対処されておりましたか？

A 結局、日常的な問題については、自分たちで対処しておりました。自分で担当当局に対して、公式に文書で照会するといったことです。弁護士に尋ねるよりも、結果として正確な回答を得られますし、公式文書で結論が出れば、そのことは仕方ないとあきらめもつくし、会社として説明もできることとなります。モンゴルでは、公式な照会に対しては、きちんと回答はしてくるので、法に従って対応すべきだと思います。

4 弁護士への依頼

Q 弁護士に個人的に依頼されたことはありましたか？

A 車の不良品を販売されて、代金を返せという訴訟をしたことがありました。結局、良い弁護士に出会うまでに3人弁護士を交代しました。最終的に妻の同級生の弁護士に依頼して解決してもらいました。はじめの2人も、知人の紹介をお願いしていたのですが、先方と争ってまで依頼者を守る気がないように感じました。お金は無駄になりましたが、着手金を安く定めるなどしていたので、大きな損失ではなかったです。

5 日本企業支援専門家としての弁護士に対する視点

Q 現在のお仕事で、弁護士を紹介して欲しいと依頼されることはありますか？会計士も現地での会社経営には日常的に必要な気もするのですが、会計士の紹介依頼と比べ、弁護士の紹介依頼の数は多いですか？

A 依頼されることはありますが、個別の紹介はせず、このような弁護士がいますという回答をするにとどめています。というのは、個々の弁護士の力量や、依頼者との相性がわかりませんので。日本語ができる弁護士を紹介して欲しいという要望はありますが、やはり、このような弁護士がいますという紹介にとどめています。

弁護士の紹介依頼のほうが、会計士の紹介依頼よりは数が多いと思います。

6 現地弁護士に依頼する際の留意点

Q 弁護士に依頼する際に、注意するように伝えているようなことはありますか？

A 現在の立場では、弁護士にはサードオピニオンくらいまでとって、信頼できそうな弁護士を選ぶことを勧めています。また、争点となりそうな法律を読み込んでおくように伝えています。法律の解釈を自分なりに確認しておかないと、弁護士に相談する際にも、支障が生じるし、弁護士の能力について判断できないからです。

7 現地弁護士の報酬について

Q 現地弁護士の報酬について、日本の弁護士報酬の水準からすれば、同じ程度と思うのですが、モンゴルの一般的な収入などを基礎に考えると高額かもしれませんね。

A 弁護士報酬については、ある程度の金額はしますが、日本企業からすればたいしたことないでしょうね。ただし、現地の人からすれば、しんどいと思いますね。

8 法律情報の取得

Q 法律情報の取得方法として、どのようなものをお使いですか？

A リーガルインフォという政府が運営している法情報のサイトがあります。それを主に利用しています。Google 翻訳の精度も上がっており、モンゴル語ができなくとも、ある程度の内容はつかめると思います。ただし、命令、政令等の細則については、調査が難しいと思いますし、つながりがわからない。法律だけ理解していても解決できないことも多く、実は細則が命令で定められているといったことも多いので、その点については、正確な情報が取りにくいと思います。

また、最近では、判例データベースについてもモンゴルで公開されていますが、こちらは、検索方法などの問題で、専門家でなければ利用は難しいと思いました。

9 日本企業支援専門家として受ける相談（日本企業の法的需要）

Q 現在の業務は、広く日本企業等から相談を受けられているとのこと。どのような相談が多いと思いますか？

A 投資に関わる法律相談が多いです。たとえば、外国投資会社設立に際して、投資家 1 人あたり、100,000 USD の出資が必要であるとかいった問題です。

税法でいうと、非居住者の利益控除として日本に資金を持ち出す際、20%課税されるとかいった相談。

特別許可に関する相談。2018 年ころまでは、太陽光発電の特別許可の問合せが多かったです。

金の貸し借り、投資した金が戻らないといった一般的な民法に関する相談もあります。

Q モンゴルと日本では、2016 年に「日本・モンゴル経済連携協定」（EPA）が締結されています。この EPA に関する問題でのご相談というのはないでしょうか？

A EPA に関して、あまり法律面での相談はありません。

Q 不動産に関する相談はどうでしょうか？

A 不動産に関して、建物を建てたいとの相談があります。権利関係の主張、地主から立ち退きを言われたときの問題、土地の権利は使用権しか取得できない（土地所有権を外国人は取得できない）といった話が多いです。

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

モンゴルでは、建物を土地に建設した場合、区分所有権は取得可能です。唯一対抗できる土地に関する権利であるといえます。そういった質問を受けた時は、以上のような一般的な回答をしたうえで、弁護士と相談したうえで行動してくださいと回答しています。

Q 土地所有権取得については、外国投資法人が、現地法人を完全子会社として設立すれば、当該現地法人は土地所有できるという方法があると思いますが、そのことに関して相談事例はありますか？

A 外国投資法人が現地法人を作って、現地法人が土地所有することはあまり聞かないです。ストックヤードの建設に際して、一部そのような手法で土地取得した会社もあるかもしれませんが。私の意見としては、結局、最後までめなければいいですよという感じですが。建物の所有権しか取得できないので、その点では、このような手法についても、ある程度は根拠になるかなという感覚です。

Q 労働問題についての相談はどうでしょうか？

A 日本センターには相談はあります。不法行為をしたマネージャーを追放したいとか、子会社社長をやめさせたいといった内容です。法律で決められている条件等を遵守して、解雇すればよいのではといった回答はしています。

Q 知財関係についてはどうでしょうか？

A 知財関係に関して、あまり直面した問題はありません。

日本センターでは、日本の紹介のために、日本映画の鑑賞会を定期的で開催しています。著作権を購入して上映しているものについては問題ないのですが、著作権を取得していないものを上演する場合には、注意しています。日本の著作権管理団体に対し、「モンゴルで上映したい。」と問い合わせるのですが、「モンゴルはモンゴルの管轄です。」といった回答しかありませんでした。モンゴルの著作権管理団体に問い合わせるよう言われるわけですが、モンゴルでもあいまいな対応しなかったということがあります。営利目的でないし、問題ないのではないかという判断でやっていたときもありました。現在は、権利がないものに関しては、権利元に連絡して、口頭なり文面での承諾を得て上映しています。このように、日本に相談しても、明確に回答を得られないことはあります。

10 日本企業の弁護士需要

Q 日本人弁護士に相談したいという相談はありますか？

A 日本語ができる弁護士のことは、こういう人はいるというお知らせはしています。

Q 現地で活動している日本人弁護士については、ご存知ですか？

A 日本人弁護士としては、原口弁護士、岡弁護士以外には、現地で活動している弁護士は知りません。近藤行政書士が、在留資格関係で活動されていますが、現地の法律問題については関わっていないようです。

私個人としては、弁護士について、モンゴル語でやり合うことに不便さを感じていないので、日本語できることについては重視していません。知り合いから探すことが多いです。

12 日本人弁護士のモンゴルへの進出

Q 日本人弁護士が現地で活動されている例は少ないようですが、なぜでしょうか？

A まず、言葉の壁があると思います。モンゴル法は解釈が難しいし、日本の弁護士でも苦勞すると思います。現地弁護士と協力する場合は、依頼者のためにやるという気持ちをモンゴルの弁護士に理解してもらおうといったことも重要だと思います。

Q とはいえ、信頼できる現地の弁護士を探すこと自体、なかなか難しいと感じるのですが？

A 探せないですよ。ですから、完全に信頼できるパートナーなど存在しないと考えて、裏切られたときのことも考えて、ご自身で防衛する方法を考えるしかないですよ。

13 日本企業の会計士需要

Q 会計士についてはどうでしょうか？

A 会計士についても、千葉の加藤会計士がモンゴルで活動されているので、相談されたら、このような人がいるというお知らせはしています。会計士については、弁護士よりも紹介依頼は少なく、従業員が日常の会計業務をしていて、判子を押してくれる会計士を探しているような相談が多いと思います。

14 モンゴルの司法制度

Q 日本人からは、モンゴルの裁判は不公平であり、外国人は敗訴するといった意見もあるようですが、どう思われますか？

A 裁判について、特にモンゴル人に有利とは思っていません。現地の戦い方があるので、それを知っているかどうかの問題だけで、一応、法治国家であるので、ある程度の公平さはあると思います。

Q 訴訟以外の紛争解決として、どうお考えでしょうか？

A JICA が支援して裁判所に調停制度ができています。調停による解決をお勧めすることもあります。現地の弁護士の中には、調停のシステムを嫌う人がいると聞いています。

調停は意味がない弁護士もいるようです。

しかし、時間・費用面など、調停のメリットは多いと思いますので、相手方が対応してくるようであれば、調停での解決が望ましい事件もあると思っています。

Q モンゴル商工会議所内などに、国際仲裁センターがありますが、仲裁の利用に関して、企業等からの相談などありますか？

A 国際仲裁については、あまり質問されたことがありません。モンゴルの仲裁が利用されない理由を想像すると、おそらく、仲裁について、その制度事態を知らないのかもしれないですね。

15 その他の現地法制度、法律関連事情

Q 公平さに関連して、賄賂の問題があると思います。

A 賄賂を要求された経験もあります。

Q そのようなご相談があったら、どのように答えられますか？

A 課税に関して10分の1で済ませると言って、賄賂を要求されるといった相談があるとして、自分の現在のポジションでは、日本でも違法なことであるから、正しく対抗するしかないと回答するしかないですね。

Q 私の場合にもそのような経験がありました。ただ、賄賂を払ったから捕まったという人も聞いたことがないことも事実ですね。裁判所では、賄賂の話はあまり聞きませんが、どうでしょうか？

A 裁判は、最低限のモラルはある気はしています。もっとも、巨額の金銭が問題になるとか、国家間の問題とかで賄賂はあるのでしょうか（実際に、数年前には最高裁判事以下の逮捕事例もあった）、通常の企業間取引や、個人の訴訟において、賄賂が用いられる例というのは、あまり聞いていません。

Q 現地の警察に関してはどうお考えでしょうか？

A 警察は問題が多いですね。ただ、やり方によっては味方になってくれます。交通事故などの場合は、警察をどう自分に引き寄せるかによって結論が違ってくることもあると思います。

Q JETRO に関しては、モンゴルではどのように機能しているのですか？

A JETRO は、連絡事務所があります。JETRO のためにレポートを提出している状態です。

Q その他、在モンゴル日本大使館での無料相談などを実施していますが、これについて

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

ご意見はありますか？

A 無料相談は利用が多く、現地の人にとっては役立っていると思います。特に改善点というのはいつかないです。

Q その他、何かモンゴルの法律問題に関する御意見がありますか。

A 2022年に改正労働法が施行され、その影響が各方面に出ている印象が強いです。私は、日本センターで専門家として、年間150～200件の企業からの相談を受けていますが、労働法に関する需要はそもそも多いです。

そして、改正労働法では、「妊婦・3歳以下の子を持つ親について、在宅勤務ができる。」という規定が新設されているのですが、「使用者が合意すればできる」という意味なのか「労働者の一方的な意思でできるのか」、この文言の解釈が不明であり、法律に書かれているということで、日本センター内でも、勝手に在宅勤務をする管理職なども出てきている状況です。私としては、就業規則に使用者としての解釈を明記することを急ぐつもりですが、モンゴルでは、今後こういった問題が多く生じると予測しています。

モンゴルから日本に行って就労する労働者向けに、厚生労働省では、日本の労働法に関する案内や、モデル就業規則、モデル労働契約書、モデル職務記述書のようなものを、日本語・モンゴル語併記で作成・公開されています。私に相談してくる日系企業からも、同様のモデル就業規則等がないかという問合せが多いのですが、そのようなものはモンゴルで日本企業向けには存在していないので、ないですと回答しているのが現状です。

改正労働法が施行されたタイミングで、これまでの就業規則等を見直している日系企業が多いことから、注意点などのコメント付きで、同様のものをモンゴルで作成していただければ、その有効性は高いと思います。このようなモデル就業規則等の作成について、日本政府、法務省等からのご支援があれば非常にありがたいと思います。

以上

8 在留邦人5 輸入販売コンサルティング

対象者 E様

日時 2022年2月28日 10時～10時40分（日本時間）

方法 zoomによる面談

1 あなた（御社）自身について

Q1 あなたの属性を教えてください。

2020年9月からモンゴルに駐在しています。

Q1-1 在留邦人である場合、滞在している理由を御教示ください。

日本の中古医療機器をモンゴルの民間検査場に設置する投資、サポート、現地会社の接客研修など、投資およびコンサルタント業を行う会社のCEOをしています。

Q1-2 日本企業等である場合、その事業形態を御教示ください。

現地に事業所を構えている。

Q1-3 現地に事業所を置いている場合、その事業所の性質を教えてください。

外国投資法人。

Q1-4 従業員（アルバイトを含む。）は何名いますか。

0人

Q1-5 資本金の額はいくらですか。（日本円換算で）

10万ドル。

2 法的問題の実情について

Q2 現地にいる間に直面した法的問題について教えてください。

1 MRIを日本から輸入する際、輸入の許可が必要です。日本側の輸出の許認可について、日本とモンゴル双方の役所の見解がかみ合わない問題があります。

日本側は、MRIを購入・輸出する場合は、医療関係者でなくてもできるとされています。これに対し、モンゴル側は、許認可のない会社からの輸入は認めないとされています。日本企業が日本で許認可を得ていない場合、モンゴルに輸入できないということになってしまいます。この問題が生じた際は、人脈を使って通関してもらいました。

2 医薬品の輸入の際。日本側の取引先としては、製薬会社と薬種商があります。モンゴルに医薬品を輸入する場合、13種類（直近の法改正により25種類になったとのこと）の書類を整えないと輸入許可が出ません。そのうち数種類は、日本の製薬会社しか取り

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

扱っていない書類です。つまり、モンゴルには製薬会社からしか医薬品を輸入できない状態です。日本の薬種商からは、そのような事例は国際的にも聞いたことがないと指摘されています。これをどう乗り越えるかが現在も問題となっています。

3 私の前任者は、日本のグループ会社の総責任者でした。彼がモンゴル法人のCEOをしていました。私が長期滞在を始め、私をCEOに切り替えすることとなりました。切り替えに手間と時間がかかりました。登記は変更できたのですが、投資家ビザをもらうには、日本の警察から犯罪経歴証明書を取得する必要があります。この取得に非常に時間がかかりました。

4 2018年に法人を設立して、不動産投資、太陽光投資、ビットコインのマイニング工場の投資を手掛けたますが、利益を出せず、決算は赤字で事業税は発生しないまま、2021年になりました。

CEOを私に変える際、「税金を払っていない。」と当局から指摘されました。「マネーロンダリングなどしているのでは」等と言われ、「税金を払っていないから形だけでも」と言われ、釈然としないまま10数万MNTを支払って納税企業としてもらえませんでした。

5 社員はいないのですが、私ともう1人、駐在員がいます。日本でもらう給与とモンゴルの法人からもらう給与に給与を分けて節税しています。そのあたり、税務のルールが明確ではないと感じています。今のところ、180日の滞在か就労か判然としないが、それ以内であれば、モンゴル側への税金は、業務委託としてもらう給料の10%の税金で済むと言われています。しかし、その根拠が明確でないので、そのようなやり方がいつまでできるのかという不安があります。

Q2-1 日本企業の方にお伺いします。よく生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。

事案ごとに違っており、とくにどの法令というものはありません。

Q2-2 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

法律は現地の通訳兼コンサルに聞くことが多いです。

また、知り合いの弁護士や公務員などに聞くこともあります。

取引銀行の日本人社員を通じて相談することもあります。

Q2-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

一応結論が出るまで調べてもらっています。実際にその内容が正しいのかは、原典をモンゴル語で確認できていないのでわかりません。

Q2-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

あやふやで信頼性がないと考えています。いつでも都合よく変えることができ、その運用は俗人的です。お金で解決することが多く、法令は守られていない印象があります。

2020年9月に入国した際、在日モンゴル大使館などを通じて医療関係従事者であり重要な職務であるとして、特別扱いで90日のビザを取得しました。入国から1週間以内に届出すべきルールがあったそうですが、それを知らずにビザの期限が到来しそうになりました。そのときロックダウンになっており、滞在を延長できないか相談に行った。すると、延長どころか、入国申請が終わってないので不法滞在であると言われ、罰金として日本円で100万円ほど支払えと言われたのです。結局、2週間ほど交渉して、最終的には10万円ほど払いました。100万円の罰金の根拠もわかりませんし、それが交渉で1/10に減額されるのもおかしいと思います。また、いくら特別措置であるといっても、入国時に届出のアナウンスなどするようなことも必要でしょう。

Q2-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

会社が投資していて関わっている民間の検査クリニックでは、2つくらいの裁判が現在係属しているようです。

1つは、銀行との裁判。債務の未払いとのこと。もう1つは、医者に便宜をなかった贈賄のような事件とのこと。

我々も投資している会社ですので、訴訟費用などについても注意して見ているのですが、弁護士報酬が月額30万円～50万円かかっています。会社側の言い分は、弁護士報酬を支払うことにより、借金のうち、利息すら抑えられているとのことだそうです。いつもその点について、報酬として妥当な支払なのかどうか疑問であると指摘しているのですが、本当に必要なものなのかどうか、判然としません。それ以上のことは、あまり深く突っ込んで尋ねてはいません。

3 相談先について

Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

現地のコーディネーターが中心となります。

銀行に紹介してもらった弁護士にセカンドオピニオンをもらうことがあります。

日本語ができるモンゴル人を通じて、弁護士に聞いて確かめます。

4 日本法弁護士の活用の有無について

Q4 現地の日本法弁護士に相談した場合、その理由

相談していません。

5 現地弁護士の活用の有無について

Q5 法的トラブルに直面した際に現地資格の弁護士に相談しましたか。

4人くらいコンタクトが取れる現地弁護士がいます。

Q5-1 Q5で「ある」と回答した場合、その理由を教えてください。

信頼できる。そのうち2人は英語ができる。2人はモンゴル語のみで通訳を介して意思疎通している。選択基準は、法律に詳しいかどうか。能力的な問題です。

Q5-3 現地資格の弁護士に相談してみた満足感

直接話ができる2人は満足している。

その理由は、明確に答えてくれること。レスポンスが早いこと。

もちろん日本語ができればより良いと思います。

弁護士について不満は特にはないが、現地の状況として、お金を払えば何とかなるといふ点が、問題であると思います。

6 公的機関（在外公館・JETRO）による支援について（企業等向け）

Q6 事業を行うに当たって抱えた法的問題について在外公館やJETROに相談したことがあるか。

ない。

Q6-2 「ない」と回答された方について、その理由を教えてください。

親しい人がいない。敷居が高い。気軽に相談できない。偉い場所という意識がある。警備があるなど見た目からして近寄りがたい。最初は気軽には立ち入れない雰囲気があるが、モンゴルに長くいるうちに、大使館の人たちとも個人的付き合いが生じてきて、ようやく知人として尋ねることができるようになると思います。

これは、日本人同士の解決のネットワークの中での解決ということであり、大使館の問題ではなくなったということです。

日本センターについては、敷居というより、そもそも存在を知りませんでしたし、存在を知った時も、モンゴル人が日本に来ることを助ける資料館のイメージでした。日本企業をサポートできるという認識はありませんでした。

こうした、公的機関を活用してもらうには、入国する人にアナウンスすることが効果的だと思います。たとえば、モンゴル貿易開発銀行（TDB）は、東京に駐在員事務所をおいて、その駐在員事務所長は日本人です。彼らは、日本企業がモンゴルに進出する際の相談窓口として、積極的に日本国内での広告展開をして駐在員事務所の存在をアピールしており、モンゴル国内での会社設立や登記のサポートしてくれてい

ます。つまり、進出の初期段階でのアナウンスが重要であると思います。

7 日本法弁護士へのアクセスについて

Q7 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいか。

はい。

Q7-1 どういった料金体系を希望しますか。

初回無料であればありがたい。

手がけるビジネスによりますが、日本の弁護士の顧問契約の感覚では費用的にもたないと思います。日本の弁護士の相場（10～20万円）であれば、事業が軌道に乗る前の中小企業には支払は難しいと思います。

Q7-2 どういった条件が整っていることを希望しますか。

モンゴル法に関する理解が必要です。

また、いきなり顧問契約とか言われると敷居も高いので、スポットで相談できれば良いと思います。そして、相談が定期的になれば顧問契約とする。そういった臨機応変な対応をしてもらいたいです。

Q7-3 現地窓口がどこにあると利用しやすいか。

中心部。シャングリラあたり。

Q8 その他

法務面では、例えば、岡弁護士は定期的に法律のセミナーをやられていますが、あのようなものは助かります。

日本であれば顧問弁護士、税理士に、定期的に法改正の情報をもって、対策を定期的に教えてもらうことができますが、モンゴルではそもそも法令の内容がわからない状態であり、改正情報や対策もわかりません。

定期的な情報のアップデートをしてもらえる機会があればわかりやすいと思います。

また、大使館をはじめ日本政府の機関の連携の問題ですが、犯罪経歴証明書の取得に実際はかなり時間がかかり、事業活動に不都合が生じています。以前は、「結婚等の場合以外はダメです。出せません。」と言われた時期もありました。このような証明書一つにしても、事業活動に連動している場合もありますから、他国の問題について関心を持っていただくことも重要であるが、それ以上に、この犯罪歴の話や通関、入管など自国の運用・取扱いについても、日本政府としてきちんと迅速な対応をしてもらいたいと思います。

以上

9 在留邦人6 食品製造販売

対象者 I 様

日時 2022年2月24日 16時30分～17時40分（日本時間）

方法 zoomによる面談

1 あなた（御社）自身について

Q1 あなたの属性を教えてください。

在留邦人です。

Q1-1 在留邦人である場合、滞在している理由を御教示ください。

1997年にはじめてモンゴルに来ました。1999年からモンゴルに住んでいます。最初は留学でモンゴルに滞在し、その後、モンゴル人と結婚してモンゴルに居住しています。現在ではモンゴルで会社経営もしています。

Q1-2 日本企業等である場合、その事業形態を御教示ください。

はちみつの製造販売を行う企業を運営しています。現地に事業所を構えています。工場も持っています。

Q1-3 現地に事業所を置いている場合、その事業所の性質を教えてください。

現地法に基づく内国法人。

Q1-4 従業員（アルバイトを含む。）は何名いますか。

年間で20人～25人。

Q1-5 資本金の額はいくらですか。（日本円換算で）

約500万円です。

2 法的問題の実情について

Q2 現地にいる間に直面した法的問題について教えてください。（複数回答可。括弧内には具体的なトラブルの状況を記載してください。）

（会社の損害賠償請求）

1 今、民事訴訟を会社が提起しています。工場を建てたとき、暖房設備を設置しました。そのボイラーが試運転で爆発しました。4,000万MNTほどの費用で設置しましたが、これが破壊されたうえ、修理に2,000万MNTが追加でかかりました。さらに、修理する期間、工場が稼働できずに損害が生じました。そこで、損害賠償訴訟を提起しています。

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

訴訟は、現在、最高裁で受理待ちの状態です。高裁判決からすでに最高裁の受理待ちで1年以上待たされています。理由は、コロナで法廷が止まって、事件が滞留しているようです。

一審判決では、訴額は1億MNTですが、10分の1くらいしか認められませんでした。一審の損害計算が納得できなかったので、控訴しました。というのは、急いで修理しないと工場が凍るから、夜中でも仕事をしてくれる業者を探して、修理材料を購入して、修理をしたのですが、「資材の買い物の時間がおかしい。」ということで、材料調達費用が認められないなどの事情があったからです。控訴審においては、判断の根拠として法律が示されず、条理ということで一審判決を維持したので、最高裁に上告しています。

第一審では3か月、控訴審はそれから半年くらいで、判決が出ています。

（領収書）

- 2 はちみつの輸出をする際、自社だけでは分量が賄えないことから、養蜂家から蜂を買い付けする流れをつくらうとしています。すると、買い付けに付加価値税がつくのですが、それを嫌がって、養蜂家は領収書を出したがりません。領収書を出さないならば、買いませんと言うのですが、外の会社では領収書を出さなくても買い付けしてくれていると言います。養蜂家に、「税務署の担当者に聞いたら絶対領収書出せと言われるよ。相談してください。」と言って、税務署に行ってもらいました。すると、税務署の人から「領収書を出すと税金を払わないといけなくなるよ。」と指導されたとのことで、本当に困ってしまいます。

（競争法？）

- 3 商品をスーパーに卸しています。スーパーでは、マージンを勝手に決めます。卸値を出させてから、自店で好きなマージンを乗せているので、店ごとに価格が異なることになっています。eマートとノミン（両社ともモンゴルの有力スーパーチェーン）が張り合っていて、eマートは、マージンが高いのに、ノミンより安く売りたいと言って、業者に対して無理な卸値の要求をしてくるのです。違法でないのを知っていますが、悪い商習慣だなと思いました。モンゴルで有力な法律家・政治家に相談したところ、300万円もらえたら法案を書くように手配をしますと言われました。

モンゴルでは、市中に流通する現金の約半分をスーパーが持っていると言われていたほど小売店が大変な力を持っているので、泣かされている業者は大変多いです。

また、買取りではなく、委託販売ですが、付加価値税は納品時に払う義務があります。そして、返品時に、トラブルになることが多いです。うやむやにされることも多いです。小売店は、好きな時に支払をすることが多く、1か月遅れるといったことは普通にあります。もちろん、遅延金など払ってくれません。

（労働法改正）

- 4 労働法が変わって、社員教育のために会社が支払った費用について、給料から天引きできないことが明確になりました。弊社ではISOなどをとっていて、社員に資格をと

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

らせたり、研修に行かせたりしていて、研修には相当のお金かかっています。改正法で給料から研修費用を差し引くことが明確にダメになったので、高い講習会に行って、スキルを身に付けて、引き抜かれるといったおそれが大きいと思います。

I S O の内部監査の資格、I S O の本格的監査の資格などを取ると、よその会社で高額な給料をもらえることから危惧しています。

（女性労働者）

- 5 妊娠したら解雇できないという決まりがあります。以前の会社で訴えられたことありましたが、和解しました。

（交通事故）

- 6 夫がバスにひかれました。本当に被害者救済がありませんでした。公共のバスにひかれたのに、補償はありませんでした。バス会社は、一切負担せず、運転手に責任を押し付けました。運転手は資力がないとして、仕事もなくなるなどと言っていました。裁判官も「この運転手は、どうやって生活できるのですか。」などと肩を持っていました。

結局、骨折の入院治療費だけもらいました。夫が弁護士に依頼したら、その弁護士が前金だけ取っていなくなりました。渡していた重要書類もなくなりました。判決は、治療費のほか、後遺症などが発生すれば後日請求できるという内容でした。

（医療過誤）

- 7 今、1つ訴訟を起こそうとしているものがあります。未来デンタルクリニックという歯科ですが、経営者が日本に留学した人で会社オーナーです。日本に留学した歯科医が勤務しています。

そこに、2019年の秋に、日本からインプラントの歯科医が来ていました。私は、インプラントの手術を依頼しました。その後、コロナでその日本人の先生はモンゴルに來れなくなりました。

3つの歯のうち、1つについて不具合が生じました。原因を聞いても、モンゴルの歯科医は不明瞭な説明しかしてくれませんかし、治療してもすぐに具合が悪くなってしまいます。歯科と交渉しても責任逃れしかしないので、その日本人の歯科医に連絡を取って、資料を見ていただくと、骨の位置の関係で、インプラントがぐらついている原因がわかりました。それを受けて、ほかの病院に行くからお金を返金するように伝えたが、結局対応してもらえていません。弁護士に相談しようと思っているところです。

（蜂泥棒）

- 8 昨年、ミツバチを盗まれました。普通の人には、蜂など盗みませんから、おおよそ誰が盗んだかのあたりはついていました。そのうちの1人の養蜂家のところに行き、蜂箱を見ると、うちのサインが書いている箱が見つかりました。そのことを証拠として、地元警察に訴えましたが、全く動いてもらえていません。田舎の警察で、地元の人との関係もあるので、動かないのだと思っています。プレゼントなどすれば動いてくれるのかもしれないと思いますが、そのようなことをする気持ちはありません。田舎の警察は、家畜泥棒な

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

どはあまり手を出さないようです。

（在留資格）

9 在留について、私は、グリーンカードを持っているのですが、どういう条件で滞在できているのか、正確にわからないところがあります。

（不動産の訴訟）

10 隣家との不動産の境界争いをしたことがありました。最高裁まで行って、明らかにそこで判決してもよかったのに、第一審に差戻しの判断が出て、そこで示談しました。裁判官の中で、そういう流れができていたと思っています。

（売掛金）

11 売掛金では裁判までなったことはありません。200万MNT程度の金額で、店舗オーナーの韓国人が逃げたことはあります。訴えても無駄ですので、彼がモンゴルに入国するのを待つことにしています。

（特別許可）

12 許認可には大変問題が多いです。

たとえば、国家の標準局があります。スタンダードを管理する役所です。その規則に合致させるのが大変で、標準局の監査にあたって、検査官がいないといった状態が生じています。専門監査局なども、監査権限外のものについても、様々な嫌がらせをします。要するに、賄賂などを暗に要求していると思いますが、私は払わないので非常に面倒です。私は、SNSで事情を公表するなどしていますが、そういったことをしているうちに、物事が進むことも多いです。

Q2-1 日本企業の方にお伺いします。よく生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。

食品衛生法などが多いです。役所の法律（規則、内部規範など）も多いです。

Q2-2 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

リーガルインフォ（WEBサイト）や、官報を見えています。官報は1週間に一度発行されるので、従業員に毎週チェックして、整理してもらっています。

問題によっては、政府の機関に聞くこともあります。たとえば、法律ではないが、モンゴルでは管轄の役所の間や、法令間で、内容が矛盾することが多いです。たとえば、食品包装とはちみつ包装のスタンダードが違うとかいったことがあります。逐一、レターを出して聞くようにしています。しかし、返事が来ないことも多いです。

大使館に相談することもあります。はちみつを中国に輸出する際、中国大使館の担当者にその手続について相談があり、面談をお願いするなどしています。しかし、全然会ってもらえていません。

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

中国は、輸入品の会社を指定してリストを作成しており、そのリストに掲載されなければ、中国に輸出できません。そして、はちみつ自体がモンゴルから輸入してよいリストに入っていません。リスト入りするときに同時に輸入許可を取る必要があります、その手続は、本当は専門監察庁がしなければならないのですが、動いてくれないので、自分でやっています。

弁護士にはしばしば相談しています。弊社で独自の契約書を作ることがあるので、弁護士のチェックが必要だと思っています。養蜂家からはちみつを購入する際の契約書は、品質保証を定めるのですが、品質だけの保証はできないという特殊性があります。この契約書はJICAの予算を使用して作ってもらいました。

Q2-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

レターを出すときには、わからないときに聞いているのですが、レターを出しても返事が来ないといったことが結構多いです。スタンダードの矛盾などです。

ちなみに、検査局との間で大きい問題は、輸出検査のとき検体の量が多すぎるということです。1つのロットの商品に3キロとか要求されます。検査に必要な分量の100倍もの検体を取られる。何度も書面で問い質すのですが、規則できまっているという回答が来る。その規則はどれなのかと聞くと、誰も出せない。内部の人もわかっていない。部内の手引書に書いてあるだけで決まりではないということがありました。こういったことは、そもそも法令の内容にない運用なので、アクセスしようがありません。

Q2-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

法令が明確ではなく、事業活動に支障が多々あります。省庁間での意思の不一致もあります。

私は、そういったときには、最終的には、はちみつとか食品輸出業者の会議や国会議員に対して問題を言うなどしています。言い続けることが重要で、結局は、コミュニケーションの問題でもあります。

しかし、日本も、きちんとできているかと言われるとそうでもなく、担当の公務員に知識がないことも多いです。はちみつの検査結果を日本に輸出するはちみつにつける必要があります。しかし、日本の役所は、モンゴルの検査を認めてくれない。しかし、価格面でも、場所の面でも、モンゴルの検査のほうが都合よいことから、何とか認めてもらおうといろいろお願いしました。検疫と、税関と、厚生労働省の関係する問題で、法律を調べてお願いしてやってもらったことがありました。こういった、省庁間の意思疎通という問題は、モンゴルだけの問題ではないと思います。

Q2-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

モンゴルの裁判はスピードがいいなと思います。現在は、コロナもあってちょっと待ち時間が長い気がします。

問題は、法律が等しく平等に作用しない点です。人脈や関係性、地位などによって、訴訟の結果が大きく変わる傾向にあると思います。どれだけ自分に味方してくれる人がいるか、個人が考えて訴訟する必要があります。

私が、SNSに事情を書いて公開し、フォロアーを増やすのも、裁判官にこの人に不利な扱いをすると面倒だと思わせる意図もあります。

本当は、そんなことを考えずに、生活したいです。

3 相談先について

Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

相談したことがある。

現地の警察など現地政府機関。現地資格の弁護士。日本大使館などです。

4 日本法弁護士の活用の有無について

Q4 現地の日本法弁護士に相談した場合、その理由

日本に留学したモンゴル弁護士には聞きます。

ただし、彼は弁護活動をしないので、意見を聞いたうえで、モンゴルの女性弁護士に依頼しています。

Q4-1 相談してみた満足感

満足しています。

Q4-2 Q4-1 で満足していると答えた方に質問します。

相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。

かねてからの知り合いです。

5 現地弁護士の活用の有無について

Q5 法的トラブルに直面した際に現地資格の弁護士に相談しましたか。

あります。

Q5-1 Q5で「ある」と回答した場合、その理由を教えてください。

過去、銀行で勤務していた弁護士で、学生のころから知っています。ツイッターで知り合いました。現在では一番注目される弁護士の1人として活躍しており、大きな事件も手掛けています。最近は、コロナで外国から入国した人の隔離期間を設けたことについて、適法だったのかどうかという訴訟をしているようです。

Q5-3 現地資格の弁護士に相談してみた満足感

100%満足しています。手厚くわかりやすい説明をしてくれるし、親身になって問題を考えてくれます。報酬も妥当です。2、3件事件を紹介したら、無料で裁判を引き受けたりしています。

5 公的機関（在外公館・JETRO）による支援について（企業等向け）

Q6 事業を行うに当たって抱えた法的問題について在外公館やJETROに相談したことがあるか。

ある。

Q6-1 「ある」と回答された方について、具体的にどこに相談したか。また、その機関への相談を選択された理由を教えてください。

在外公館に相談したことはあります。

7 日本法弁護士へのアクセスについて

Q7 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいか。

はい。日本語というよりも、日本人であればよいです。

モンゴルの弁護士に言われて納得できないことでも、日本の弁護士からかみ砕いて説明されると、理解もしやすいのではないかと思います。もちろん、モンゴルの法律についての知識が前提ではあります。

Q7-1 どういった料金体系を希望しますか。

日本と同じくらいの適切な料金であればよいと思います。

Q7-2 どういった条件が整っていることを希望しますか。

オンライン相談。明朗会計。次のアクションがわかりやすくわかるフロー。こういったものが提供されることを希望します。

Q7-3 現地窓口がどこにあると利用しやすいか。

ウランバートルの利便性の良い場所であれば、どこでもよいです。

8 その他

商取引の小売りのマージンから、生産者を守るような法案を作ってほしいと思います。法案を作れる能力も影響力もある人材はいるので、日本から資金的な支援などして、

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

手伝って欲しいと思います。

同様に、入札のときに国が支払遅延することが多いのですが、そのことについても、法令を作って、罰金とっていくような制度が必要だと思いますし、法令を起草する人材もいます。

以上